

## 1 児童生徒の欠席について

- (1) 児童生徒の新型コロナウイルス感染が確認された場合
- (2) 児童生徒が感染者の濃厚接触者と特定された場合
- (3) 児童生徒の発熱等の風邪の症状がみられる場合
- (4) 心不全，呼吸器疾患等の基礎疾患があり，重症化するリスクが高い「医療的ケアを必要とする児童生徒」が保護者等の判断により登校を控える場合
- (5) その他，感染の可能性が高まっていると保護者等が考えるに合理的な理由があると校長が判断した場合

※ (1)～(5)の場合，指導要録上「欠席日数」とせずに，「出席停止・忌引き等の日数」として記録すること。出席停止の期間は，2週間とする。(児童生徒が濃厚接触者と特定された場合は，感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。)

## 2 出席停止期間中の学習指導について

出席停止の児童生徒が，授業を十分に受けることができないことによって，学習に著しい遅れが生じることのないよう，学校は児童生徒の学習を支援するための必要な措置を講じること。

- ・ プリント教材等を家庭に配布する。配付の仕方については，担任が家庭訪問を行ったり，保護者に取りに来てもらったりするなど，保護者と確認して決めること。
- ・ その他，テレビ放送やオンライン教材等を活用した学習などを児童生徒，保護者に紹介する。